

農業近代化資金融通法施行令第2条の表第4号から第7号までの規定に基づき、  
同表第4号の農林水産大臣の定める規模等を定める件（抄）

平成14年6月21日農林水産省告示第1185号  
改正平成17年4月1日農林水産省告示第677号

農業近代化資金助成法施行令（昭和36年政令第346号）第2条の表第4号から第7号までの規定に基づき、同表第4号の農林水産大臣の定める規模等を次のように定め、平成14年7月1日から施行する。

- 1 農業近代化資金融通施行令（以下「令」という。）第2条の表第4号の農林水産大臣の定める規模は、事業費1,800万円に相当する規模とする。
- 2 令第2条の表第五号の農林水産大臣が指定する資金は、次のとおりとする。
  - (1) 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
  - (2) 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
  - (3) 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
  - (4) 品種の転換を行うのに必要な資金
  - (5) 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金
  - (6) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
  - (7) 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金

(8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金

3 令第2条の表第6号の農林水産大臣の定める施設は、診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、情報処理・通信施設、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設とする。

4 令第2条の表第6号の農林水産大臣が指定する期間は、20年とする。

5 令第2条の表第7号の農林水産大臣が指定する資金は、次のとおりとする。

(1) 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金

(2) 農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金

(3) 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金